

# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■厚生労働省 コールセンター

**0120-400-903** (受付時間：平日9:00～18:00)

■九重町子育て支援課

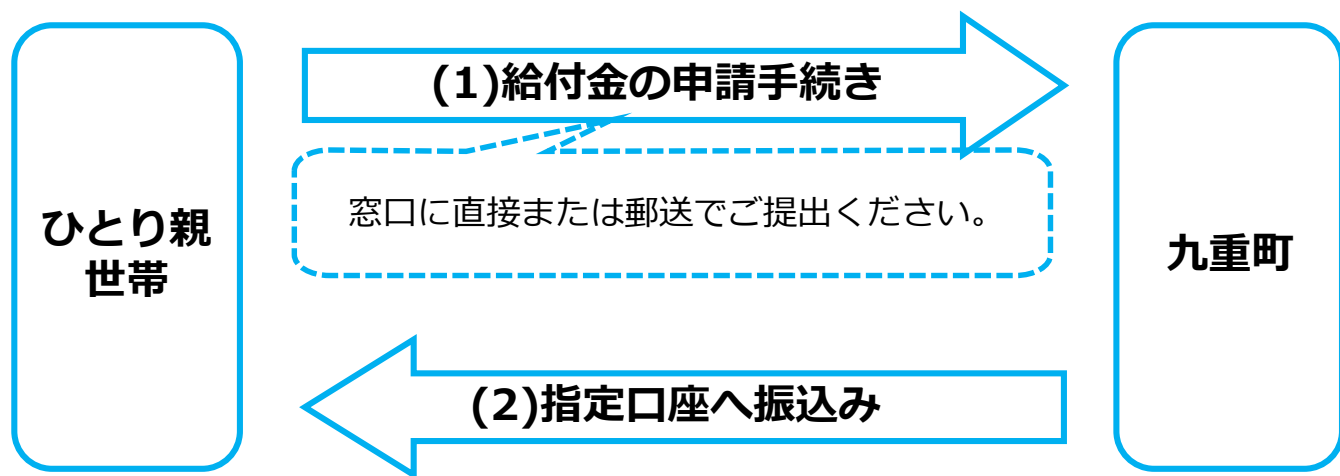
「児童扶養手当」担当窓口

**電話：0973-76-3828**

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■ 表面1の②又は③のいずれかに該当する方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**九重町の窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



#### 【提出書類】

- 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」
- 「申請者本人確認書類の写し」  
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳等の写し（コピー）をご用意ください。
- 「受取口座を確認できる書類の写し」  
※通帳やキャッシュカードの写しなど、金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類」  
※戸籍謄本又は抄本をご用意ください。（既に、児童扶養手当の受給資格について認定を受けている場合は不要です）
- 「簡易な収入（所得）見込額の申立書」（別紙様式第4号）  
※申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。